

令和7年度 大分地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和7年9月4日（木）午後7時40分～
- 2 場所 第2ソフィアプラザビル 4階会議室
（大分市東春日町17番20号）
- 3 出席委員（敬称略）
公益代表：井田委員、田中委員、二村委員、松隈委員
労働者代表：阿部委員、二宮委員、藤本委員
使用者代表：大塚委員、高橋委員、藤野委員、渡辺委員
- 4 事務局
大分労働局：秋山労働局長、池辺労働基準部長、竹内賃金室長
徳部地方賃金指導官
- 5 議題
（1）大分県最低賃金専門部会報告について
（2）令和7年度大分県最低賃金の改正の決定について（答申）
（3）その他
- 6 議事録

賃金室長

大分地方最低賃金審議会を開始いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、お集まりいただき誠に有難うございます。

また、専門部会委員の皆様方には、専門部会に続きご出席ありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日は、加藤委員、原口委員、山田委員、宮脇委員からご欠席との連絡をいただいております。

藤本委員はオンラインでのご出席でございます。

本審議会には11名が出席されており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、今後の議事進行を井田会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

会 長

ただ今から、大分地方最低賃金審議会を開催します。

それでは、議題1「大分県最低賃金専門部会報告について」に入ります。

専門部会の各委員におかれましては、本日まで、大変お忙しい中、真摯に、そして慎重な調査、審議をいただき感謝申し上げます。

それでは、私から専門部会の審議の経過と結果について簡単に説明します。

本年度は、7月15日に大分地方最低賃金審議会に諮問されました大分県最低賃金改正の調査審議につきまして、大分県最低賃金専門部会に付託され、8月5日に第1回目を開催し、使用者団体に対する参考意見聴取を行いました。

その後、金額審議に入りましたが、まず労側、使側からそれぞれ基本的な考え方の説明をいただきました。その後、目安を参考にしつつ、県内の経済・雇用情勢のデータや地域間格差の状況などを踏まえて具体的な改定額についての議論を、8月7日、8月19日、8月21日、8月25日、9月2日、そして本日と7日間にわたり行ったところです。

その結果、慎重かつ真摯な議論を積み重ねたところですが、残念ながら意見の一致を見ることはできませんでしたので、公益委員見解をお示しした上で、採決しまして、本年度の大分県最低賃金は「81円引き上げて、1時間1035円とする。効力発生日は令和8年1月1日とする」という結論に至ったものです。

専門部会報告書につきましては、事務局から読み上げていただきます。

賃金指導官

それではただ今からお手元にあります専門部会の「報告書」写し読み上げます。

【報告書の読み上げ】

会 長

ただ今事務局から読み上げていただきました専門部会報告書について何か質問等はありませんか。

【意見等なし】

会 長

それでは、これから大分県最低賃金改正の採決を行います。

専門部会報告に

賛成の委員は挙手をお願いします。

次に、反対の委員の挙手をお願いします。

採決の結果は、

賛成 6 人、反対 4 人

であり、

賛成多数です。

よって、専門部会報告を大分地方最低賃金審議会として可決することといたします。

それでは、この結論を取りまとめ、大分労働局長に答申することとします。

答申の案ができましたら、事務局は配付をお願いします。

賃金室長

それではただ今から答申文案を作成致しますので、少々お待ちください。

【答申文案を配布】

会 長

それでは、答申（案）の読み上げを事務局をお願いします。

賃金指導官

【答申（案）を読み上げ】

会 長

この答申（案）に対し、何か御質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

それでは、大分地方最低賃金審議会における審議の結論として、本

答申を大分労働局長に提出してよろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、本答申を大分労働局長に提出することとします。冒頭の（案）は削除ください。事務局は答申文を作成してください。

賃金室長

それではただ今から答申文を作成致しますので少々お待ちください。

会 長

傍聴人・報道関係者の方にお伝えします。

ここから、会議終了まで、カメラ、ビデオの撮影を許可しますので
よろしくお願いします。

会 長

それでは、議題2「令和7年大分県最低賃金の改正について(答申)」に移ります。

事務局からお願いします。

賃金室長

それではここで大分地方最低賃金審議会会長から大分労働局長への
答申の手交をお願いいたします。

井田会長、秋山労働局長、中央へお進みください。

それでは答申をお願いします。

【会長から局長に答申文を手交】

賃金室長

井田会長、秋山局長はお席にお戻りください。

それでは、ただ今答申をいただきましたので、秋山労働局長より挨拶を申し上げます。

労働局長

ただいま井田会長から令和7年度の大分県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきました。

会長をはじめ公・労・使の各委員の皆様には、ご多忙にもかかわらず、慎重かつ丁寧なご審議を賜り、誠にありがとうございました。

今年度の審議につきましては、64円の日安額を参考にしつつ、最低賃金法第9条第2項の3要素に係る県内の経済・雇用情勢のデータや企業と労働者を取り巻く環境、また地域間格差の状況などを踏まえ、慎重かつ丁寧なご審議の末に、本日の結審に至り答申をいただいたものであると認識しており、あらためて、各委員の皆様のご尽力とご協力を深く感謝申し上げます。

今後、大分労働局といたしましては、本日いただいた答申を踏まえ、最低賃金の改正に係る所要の手続きを進めてまいります。

同時に、答申の中でいただきました政府に対するご要望につきましては厚生労働本省に伝達するとともに、県内の中小企業・小規模事業者の皆さまに業務改善助成金をはじめとする所管の各種助成金が一層活用されるよう積極的な周知広報に努めてまいります。

最後になりますが、各委員の皆様方には、引き続き大分地方最低賃金審議会の運営につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

会 長

それでは、次に議題3「その他」に入ります。

事務局に本議題についての説明をお願いします。

賃金室長

今後の日程につきまして説明をさせていただきます。

まず、答申後の大分県最低賃金ですが、

本日、答申をいただきましたので、本日から、答申の要旨を大分労働局前の掲示板に公示し、関係労使から意見をいただくこととしております。明日以降になりますが大分労働局HPにも掲載いたします。

大分県最低賃金に対する異議申出の期限は9月19日（金）となります。

関係労使からの異議を踏まえ、異議申出に係る審議会を9月22日（月）午前10時から開催したいと考えております。

その後、官報公示の手続きなどを経て令和8年1月1日発効となります。

次に今後の日程についてですが、

次回の本審では、異議申出に対する取扱い等を議題とする予定で、先ほども申し上げましたが、9月22日（月）午前10時から当会議室での開催予定としております。

仮に異議申出がない場合は開催なしとなります。異議審議を開催しない場合は当日朝一番のご連絡となります。直前のご連絡となりますが、ご配意のほどよろしくお願いいたします。

会 長

ただ今の事務局の説明に対して、何か質問等はありませんか。

【質問等なし】

会 長

これより異議申出期間に入りますので1点確認させていただきます。大分県最低賃金専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項に、「その任務を終了したときは、審議会の議決によりこれを廃止するものとする。」と定められています。例年、異議審議の本審にて大分県最低賃金専門部会の廃止を確認していましたが、今年、異議申出がなかった場合は9月22日の本審を開催しないこととなります。その場合は異議申出期間満了をもって大分県最低賃金専門部会を廃止としたいと思いますが、よろしいですか。

【異議なし】

会 長

それでは、異議申出がなかった場合は、異議申出期間満了をもって大分県最低賃金専門部会を廃止することとします。異議申出があった場合は、9月22日の異議審議の本審にて大分県最低賃金専門部会の廃止を決定することとします。皆様よろしいでしょうか。

【異議なし】

会 長

それでは、以上で、本日の審議会を終了します。

本日の議事録確認委員は、二宮委員、藤野委員にお願いします。

皆様大変お疲れ様でした。